

議案第 2 2 号

財産を支払手段として使用する土量の変更について

財産を支払手段として使用することについて、次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出
(2025 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

1 支払手段として使用する財産

変更前 富野長谷山他地内の土砂 2 0 0 万 m³
(1 m³あたり 1 4 6 円)

変更後 富野長谷山他地内の土砂 2 2 0 万 m³
(1 m³あたり 1 4 6 円)

2 上記財産をもって支払う債務

変更前 富野長谷山建設発生土処分事業に要する費用 3 4 0 , 0
0 0 千円のうち 2 9 2 , 0 0 0 千円

変更後 富野長谷山建設発生土処分事業に要する費用 3 6 9 , 2
0 0 千円のうち 3 2 1 , 2 0 0 千円

提案理由

東部丘陵線整備に伴う建設発生土の量が、工事の進捗に伴う精査により変更が生じることから、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号及び第２３７条第２項に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第９６条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7)～(15) 略

② 略

（財産の管理及び処分）

第２３７条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

２ 第２３８条の４第１項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

３ 略